

NNR Global Logistics

西日本鉄道株式会社 国際物流事業本部

〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目2番5号毎日日本橋ビル4F

電話 03-4332-5060 FAX 03-4332-5061



令和元年 12 月

お客様各位

西日本鉄道株式会社
国際物流事業本部

適用利用運送約款について

拝啓

貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国際航空貨物運送に係るモントリオール条約が改訂され貨物賠償責任限度額が12月28日より19SDR/Kから22SDR/Kとなります。これに伴い国土交通省標準国際利用航空運送約款(国土交通省12月17日告示第908号)も改定されます。

弊社では12月28日より標準国際利用航空運送約款を適用することとしましたのでご連絡申し上げます。

なお、現行HOUSE AIRWAYBILLの裏面は19SDR/K表記のままですがモントリオール条約第26条により22SDR/Kより安い責任限度額は無効とされているため当面問題はございません。22SDR/K表記に変わり次第ご連絡申し上げます。

今後とも引き続きご愛顧を賜りますよう御願い申し上げます。

敬具

記

標準国際利用航空運送約款

第37条第1項

運送人の責任は、運送に対する申告価額が申告されたときは航空運送状に記載された荷送人の申告価額を限度とし、荷送人が申告価額の申告をしなかった場合には、損害を受けた貨物 **1キログラム当たり22特別引出権** を限度とする。ただし、ワルソー条約又は改正ワルソー条約の適用を受ける貨物運送の場合には、運送人が損害をもたらす意図をもって又は無謀にかつ損害が生ずるおそれがあることを知りながら行った行為（不作為を含む。）により損害が生じたことが証明されたときは、この限りでない。

以上